

市有車売却一般競争入札 案内書

入札に参加される方は、この案内書をよく読み、
内容を充分把握した上で、ご参加ください。

下妻市総務部資産経営課施設経営係
(令和7年7月10日)

目 次

◆市有車売却一般競争入札のご案内	1
◆売却物件	1～12
◆市有車の入札による売却の流れ	10
◆入札参加の申込み	11～13
1 申込方法	
2 申込受付	
3 案内書・申込用紙等の配布及び設置場所	
4 申込資格	
5 入札保証金	
6 入札保証金の還付等	
7 申し込みに当たっての留意事項	
◆現車見学	13
◆リサイクル料金	13
◆入 札	13～16
1 入札実施日時	
2 入札実施場所	
3 入札受付	
4 入札に持参していただくもの	
5 入札に当たっての注意事項	
6 入札の無効	
7 開札・落札者の決定	
8 落札者の無効	
◆契約の締結	16
◆代金の支払	16
◆結果の公表	17
◆物件の引渡し	17
◆落札者の譲渡制限	17
◆公租公課等	17
◆その他の注意事項	17
◎入札申し込みに関する様式	末尾に添付
◎物品売買契約書（案）	末尾に添付

市有車売却一般競争入札に参加を希望される方へ

○市有車売却一般競争入札のご案内

下妻市は、市有車を一般競争入札で売払います。

入札に参加を希望される方は、この案内書、下妻市市有車売却入札要領、市有財産売買公告、物品売買契約書（案）等をよくお読みになった上でお申し込みください。

下妻市があらかじめ定めた価格（以下「予定価格」という。）以上で最も高い価格で入札参加された方に購入していただきます。

【売却物件】

車名・車種	トヨタ クラウン
自動車登録番号	土浦 300 ひ 4505
初年度登録年月	平成15年9月
自動車の種別	普通
用途	乗用
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	箱型
乗車定員	5人
車両重量・車両総重量	1620kg・1895kg
車台番号	JZS175-0088556
全長・全幅・全高	482cm・176cm・145cm
型式	TA-JZS175
原動機の型式	2JZ
総排気量	2.99L
燃料の種類	ガソリン
変速機	CVT
自動車車検証有効期限	令和6年9月14日（期限切れ）
リサイクル料金	13,630円（預託済み）
走行距離（令和6年5月31日時点）	126,373km
主要装備	・ETC 車載器 ・カーナビ ・CD プレーヤー
予定価格	<u>80,000円</u>
備考	スタッドレスタイヤ4本も合わせての売却となります。

◎現況写真

●前面



●前面②



●後面



●側面①



●内部①



●内部②



●内部③



●内部④



●カーナビ



●CD プレーヤー



●DVD プレーヤー



●スピードメーター拡大



●ETC 車載器



●タイヤ・ホイール



●左後方部修繕痕

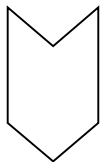


●左前方部修繕痕



市有車の入札による売却の流れ

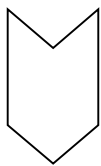
買い付けの申込み



【申込受付期間】

令和7年7月10日（木）から令和7年7月31日（木）まで
（土日祝日除く）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで
（午後0時から午後1時までを除く）



【申込受付場所】

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地
下妻市 総務部 資産経営課（下妻市役所 3階）

【入札保証金】

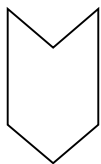
入札に際しては、入札保証金を納付していただきます。

入札保証金は、各自の**入札金額（実際に入札書に記載する金額）の100分の5以上に相当する金額**を納付して下さい。

（注）P. 13【入札保証金】参照

入 札

一般競争入札により買受人を決定します。

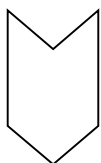


【入札実施日】

令和7年8月5日（火）

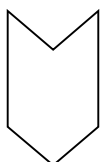
契約の締結・売買代金の支払

当該物件の落札者には、落札者決定日の翌日から起算して10日以内に契約を締結していただきます。



（1）売買代金全額を納付する方法

売買代金と納付済の入札保証金との差額を市が発行する納入通知書により、売買契約締結の日から7日以内に指定金融機関で納付してください。



（2）契約保証金を納付し、20日以内に売買代金を納付する方法

契約締結の際（契約書提出時）に、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により、指定金融機関で売買契約締結の日から20日以内に納付してください。

物件の引き渡し

売買代金の納付確認後、現物の引渡しを行います。

(申込書の配布場所) 下妻市 総務部 資産経営課 (下妻市役所 3階)

本書は下妻市ホームページからもダウンロードできます。

4. 【申込資格】

次のいずれかに該当する者は、参加することができません。

- ① 令和7年7月1日時点で下妻市税を滞納している者
- ② 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実のあった日から2年を経過していない者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- ⑥ 売却財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。以下「法」という。第2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようする者
- ⑦ 自己又は自社若しくは自社の役員等（申込者が個人である場合はその者をいい、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する者（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める契約書、法人の場合は役員名簿を提出すること及び該当役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知してください。）
 - (1) 暴力団（第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員という。）
 - (3) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員または他は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用したことがある者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (7) 第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（個人事業者の場合）

※申込書提出後、市が調査した結果、入札参加条件を満たしてないことが判明した場合、入札に参加できませんので充分にご注意ください。

5. 【入札保証金】

入札保証金として、入札者が応札する入札金額（実際に入札書に記載する額）の10分の5以上（円未満切上）を事前に納めてください。

※予定価格（1ページに記載）以上の入札額に対する入札保証金を納付してください。

（参考例）

予定価格 80,000円

入札金額 200,000円

$$\begin{array}{rclclcl} \text{(入札しようとする額)} & \times & 5\% & = & \text{(入札保証金の額)} \\ 200,000\text{円} & \times & 5/100 & = & 10,000\text{円} \end{array}$$

※予定価格の5%ではないので、注意してください。

6. 【入札保証金の還付等】

- (1) 入札参加申し込み時に、希望する入札保証金額を提示していただくことで、納入通知書を発行いたしますので、本市公金取扱機関（常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用組合、常総ひかり農業協同組合、中央労働金庫、東日本銀行の各本・支店）で納付してください。

※納付完了後、領収書のコピーを持参もしくはメール等により P.18 お問合せ先まで提出してください。

落札者以外の入札保証金は、「入札保証金還付請求書」（様式7号）に記載された金融機関の口座へ振込により還付します。入札保証金に利息は付しません。なお、還付には開札後2週間程度を要しますので、ご了承ください。

- (2) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当することができます。この場合において、落札者は、入札保証金充当申請書（様式第5号）又は入札保証金（売買代金）充当申請書（様式第6号）を提出してください。

7. 【申し込みに当たっての留意事項】

- (1) 申込書・同意書兼誓約書には、申込みされる方の住所・氏名その他所定の事項を記入の上必ず申込者の印鑑（実印）を押印し、印鑑証明書を添えて、令和7年7月31日（木）までに、下妻市役所総務部資産経営課へ直接持参するか、郵送にてご提出ください。
- (2) 申込手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

現車見学

見学期間：令和7年7月10日（木）～令和7年7月31日（木）

（土日祝日除く）

午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く）

※現車見学を希望される方は事前に資産経営課施設経営係までご連絡ください。

※入札参加にあたり、必ずしも現車確認をしていただく必要はありません。

リサイクル料金

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）に基づくリサイクル料金については、預託済みです。預託済みのリサイクル料金は、契約後、市が発行する納付書により契約金額とは別に落札者が支払うものとし、本契約金額には含みません。

入 札

郵便入札にて行います。

8. 【入札に当たっての注意事項】

- （1）入札書は、本書末尾に貼付のもの（様式第4号）を使用してください。インターネットからでもダウンロードできます。
- （2）入札書は、入札参加者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、代理人の住所・氏名）を記入の上、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑（実印）を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「受任者使用印」に限る。）を必ず押印してください。
- （3）入札金額は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）を用いて表示し、最初の数字の前に「¥」をつけてください。
- （4）入札において使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- （5）入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換えまたは撤回することは出来ません。
- （6）入札保証金の20倍を超える額を入札した場合は無効となりますのでご注意ください。

9. 【入札の無効】

- (1) 申込書及び同意書兼誓約書を提出していない場合
- (2) 入札保証金を納付していない場合及び納付した入札保証金の額が入札金額の10分の5に相当する額に達しない場合
- (3) 一人で2通以上の入札をした場合
- (4) 下妻市市有車売却入札要領及び市有車売却公告に違反する場合
- (5) 担当者が入札書不完全と認めたもの及び入札書の記載事項が不鮮明又は不明確な場合
- (6) 下妻市契約規則（平成20年3月31日規則第9号）第2条に該当しない者及び地方自治法第238条の3の規定に抵触する者が入札した場合
- (7) 入札書の金額を訂正した場合及び金額以外の事項を訂正した入札書により行った入札であって当該訂正箇所について訂正印のない場合
- (8) 代理人により入札する場合において、入札者の住所、氏名等並びに代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名の記載及び押印のない場合
- (9) 委任状を持参しない代理人が入札した場合
- (10) 他の入札者の代理人を兼ねた者が入札した場合及び2人以上の入札者の代理をした者が入札した場合
- (11) その他入札に関する条件に違反した場合

10. 【開札・落札者の決定】

- (1) 入札者又はその代理人の立会は不要です。なお、開札に当たっては、入札事務に関係無い職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 開札については、異議の申立てはできません。
- (3) 有効な入札書を提出した方であって、市の予定価格以上の最高価格を提示した方を落札者とします。ただし、最高価格の入札者が2人以上あるときは、抽選を行い、落札者を決定します。
- (4) 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合であって、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、当該契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- (5) 今回の入札は予定価格（最低価格）を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行いません。

- (6) 落札者が落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に契約を締結しない時は、落札を無効とし、入札保証金は市に帰属します。ただし、買受者の過失によらない瑕疵があった場合は返還します。

※申し込みにあたっては、確実な資金計画をお立てください。買受人に決定された後、資金計画の都合で契約を辞退された場合も入札保証金は返還できませんのでご注意ください。

契約の締結

【契約書の作成】

売買契約書（物品売買契約書）は 2 部作成し、契約書の 1 通（市保有用）には契約金額に相応する収入印紙を落札者の負担により貼付してください。

【契約保証金】

- (1) 落札者は、本契約成立時の翌日までに、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額（入札保証金を契約保証金に充当する場合は、入札保証金と契約保証金との差額。1 円未満の金額は切り上げとする。）を市が発行する納付書により納付してください。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。

代金の支払

【売買代金】

- (1) 契約締結の際（契約書提出時）に全額納付する方法
売買代金と納付済の入札保証金との差額を市が発行する納入通知書により、指定金融機関で**売買契約締結の日から 7 日以内に納付**してください。
- (2) 契約保証金を納付し、20 日以内に売買代金を納付する方法
契約締結の際（契約書提出時）に、売買代金の 100 分の 10 以上（円未満切上）の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により、指定金融機関で**売買契約締結の日から 20 日以内に納付**してください。

※売買代金（契約保証金との差額）を契約締結の日から起算して 20 日以内に納付しない場合は、契約は無効とし、**契約保証金は市に帰属**します。

【リサイクル料金】

市が発行する納入通知書により、指定金融機関で**売買契約締結の日から 20 日以内に納付**してください。

結果の公表

契約締結後、その落札内容（最低売却価格、入札申込者数、入札参加者数、落札金額、法人個人の区分）を公表します。

物件の引渡し

- （１） 売買代金の納入を確認した後とします。また、名義変更等すべての手続き（所有者変更、登録番号変更、車庫証明等）は、落札者自らが行うこととし、移転抹消したことを証明する書類を市に提出してください。
※手続に当たり、下妻市の表記及び押印が必要な書類がある場合は、資産経営課施設経営係までご連絡ください。
- （２） 売却物件は現保管場所での引渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。また、引き渡し後に生じる一切の経費についても落札者の負担とします。
- （３） 引渡しから２週間以内に名義変更を行い、手続完了後、証明書の写しを市に提出してください。

落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

公租公課等

落札物件に関する自動車税等については、落札者の負担となります。

その他の注意事項

- （１） 落札者は、売買契約締結後、落札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、落札代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- （２） 売買契約締結の日から落札物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、落札物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- （３） 落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

.....
【お問合せ先】

市有車売却一般競争入札についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒304－8501

下妻市本城町三丁目13番地

下妻市 総務部 資産経営課（下妻市役所 3階）

電 話 0296－43－2235（直通）

F A X 0296－43－1960
.....